

要支援1・2の方

介護予防サービス

要介護状態にならないようにするためのサービスで、利用者が自立した生活ができるように支援します。

◆居宅で受けるサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。



●サービス費用のめやす

■全身入浴

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	8,919円	892円

介護予防
訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが訪問し、短期集中的なリハビリテーションを行います。



●サービス費用のめやす

■1回につき

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	3,078円	308円

介護予防訪問看護

看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



●サービス費用のめやす

■訪問看護ステーションから(20分～30分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	4,699円	470円

■病院または診療所から(20分～30分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	3,980円	398円

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



※医療機関の薬剤師が行う場合は月2回まで、薬局の薬剤師、歯科衛生士等が行う場合は月4回までとなります。

※医師や歯科医師による訪問診療や投薬、検査、処置などは医療保険の対象となります。

●サービス費用のめやす

■単一建物居住者1人に対して行う場合

■医師による指導(1か月に2回まで)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	5,150円	515円

※サービス費用のめやすは基本的な費用で算定しているため、サービス内容等によってさまざまな加算が算定(追加)されます。

◆施設に通って受けるサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。



●サービス費用のめやす

(1か月につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	23,428円	2,343円
要支援2	43,675円	4,368円

※自己負担には食費、日常生活費は含まれていないため、別途負担が必要です。

介護予防短期入所生活介護
(ショートステイ)

介護老人福祉施設等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。



●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・従来型個室)の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	4,658円	466円
要支援2	5,795円	580円

※自己負担には食費、滞在費、日常生活費は含まれていないため、別途負担が必要です。

介護予防短期入所療養介護
(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所して、医学的管理の下に日常生活上の介護・支援や機能訓練を行います。



●サービス費用のめやす

介護老人保健施設(従来型個室)の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	5,946円	595円
要支援2	7,456円	746円

※自己負担には食費、滞在費、日常生活費は含まれていないため、別途負担が必要です。

◆施設入居者が受けるサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けます。



●サービス費用のめやす

(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	1,879円	188円
要支援2	3,214円	322円

※自己負担には食費、居住費、日常生活費は含まれていないため、別途負担が必要です。

※介護予防特定施設入居者生活介護は負担限度額認定の軽減の対象になるサービスではありません。

※サービス費用のめやすは基本的な費用で算定しているため、サービス内容等によってさまざまな加算が算定(追加)されます。